

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市いじめ問題調査委員会		
開催日時	令和5(2023)年8月3日(木) 午前10時から午前10時45分まで		
開催場所	みよし市役所3階301会議室		
出席者	<b>【委員】</b> 樋口義治委員(委員長)、南谷直毅委員、高橋靖子委員、中村有里委員、中村裕介委員 <b>【事務局】</b> 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田総務課主幹、鈴木総務課主任主査、一丸総務課主査 <b>【説明のために出席した者】</b> 鈴木教育部副参事		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	総務部総務課 一丸 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録全文</li> <li>・議事録要約</li> </ul>	要約した理由	議題(2)は、みよし市情報公開条例第7条1号に規定する情報を含むことから非公開だったため
審議経過	<p>○総務課長；定刻になりましたので、ただ今から、令和5度第1回みよし市いじめ問題調査委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市情報公開条例第7条第2号の規定により、議題(2)のみを非公開とし、それ以外は公開することとします。</p> <p>会議開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>本日の会議の流れについてですが、まず始めに市長から委嘱状の交付を行います。</p> <p>その後、委員長及び委員長職務代理者を選出し、議題に入らせていただきます。</p> <p>それでは、市長から委嘱状の交付を行いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>(委嘱状交付)</p> <p>○総務課長；それでは、市長より挨拶を申し上げます。</p> <p>(市長あいさつ)</p> <p>○総務課長；ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>		

○総務課長；委員の皆様、2年間よろしくお願ひいたします。  
新しく委員に御就任いただきました方もおりますので、委員の皆様  
に一言ずつ御挨拶を頂戴したいと存じます。  
それでは、資料の1ページを御覧ください。  
高橋委員から順に、お願ひいたします。

(委員あいさつ)

○総務課長；続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

○総務課長；以上が事務局を担当いたしますのでよろしくお願ひいたし  
ます。なお、本日、副主幹の林は他の業務のため欠席させていただい  
ております。

また、本日は、説明者として、教育部鈴木副参事に御出席いただい  
ておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入る前に、当委員会の委員長の選出をお願ひした  
いと思います。資料19ページを御覧ください。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委  
員会条例」第9条で準用する第4条第1項の規定により、委員会には、  
委員長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっ  
ておりますので、委員長の選出をお願ひしたいと思います。

どなたか立候補、御推薦、御意見などございませんでしょうか。

○南谷委員；樋口先生にお願いできないでしょうか。

(委員 同意)

○総務課長；ただ今、南谷委員から樋口委員を御推薦いただき、委員の  
皆様の同意をいただきましたので、樋口委員よろしくお願ひしたいと  
思います。それでは、早速ですが、樋口委員長からごあいさつをいた  
だきたいと思います。

(樋口委員長あいさつ)

○総務課長；ありがとうございました。続きまして、委員長の職務代理  
者の選出につきまして、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし  
市いじめ問題調査委員会条例」第9条で準用する第4条第3項の規定  
により、あらかじめ委員長が指名する委員を職務代理者とするこ  
とになっておりますので、委員長より職務代理者の指名をお願ひしたい  
と思います。

○樋口委員長；職務代理者には、南谷委員にお願いしたいと思ひますが、  
南谷委員よろしいでしょうか。

<南谷委員了承>

○総務課長；ありがとうございました。それでは、これより議題に入ら  
せていただきたいと思います。

「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」第9条で準用する第5条第2項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、これより先、会議の取回しを委員長にお願いします。

○樋口委員長；それでは、議題1点目の「みよし市いじめ問題調査委員会について」事務局から説明をお願いします。

○総務課主査；みよし市いじめ問題調査委員会の概要について説明させていただきます。

1 設置の経緯としまして、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律の施行を受けまして、みよし市では平成27年4月に「みよし市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」を制定し、(1)の教育委員会所管のみよし市いじめ問題対策委員会、(2)の市長が所管するみよし市いじめ問題調査委員会の2つの委員会を設置しました。

2 所掌事務につきましては、3ページを御覧ください。「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態が発生した場合に、その事実関係の調査審議を行います。また、いじめ防止対策推進法第24条又は第28条第1項に規定する調査を行います。

続いて「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、法第30条第2項に規定する再調査を行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合としましては、①調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、②いじめを受けた児童生徒及びその保護者と事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、③教育委員会の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合、⑤いじめを受けた児童生徒及びその保護者が望む場合となっております。

次に3委員会の構成につきまして、(1)委員の数は5人以内とし、(2)委員の選任としまして、委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者から選任することとされています。(3)委員の任期は2年、再任も可能です。(4)委員の身分は市の非常勤の特別職となります。

4 会議の運営につきましては、(1)会議の招集は委員長が招集します。(2)会議の議長は委員長が議長となります。(3)会議の成立は委員長及び半数以上の出席を要する。とされておりますので委員長と委員2名以上の出席が必要となります。(4)議事の議決 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとされています。

説明は以上となります。

○樋口委員長；ただ今、事務局から説明がありました。御意見、御質問がございましたら委員の皆様をお願いします。

○樋口委員長；所掌事務の再調査が必要かどうかを判断するのはどの機

関になるのでしょうか。

- 総務課主査；みよし市長になります。
- 樋口委員長；実質的には市長だと思いますが、教育委員会が報告を上げて、それに対し問題があるんじゃないかということ被害者が言うてくるのは、どこが窓口になるのでしょうか。
- 総務課主査；教育委員会から市長に報告する際に、被害者は、調査結果について、意見を附することができるとしています。
- 樋口委員長；いじめ問題対策委員会が作成した報告書はどの程度公開されるんですか。
- 総務課主査；匿名にした上で公開しています。昨年度の豊田市の事例では、今後、こういったことがないようにと周知の意味も含めて公開しています。
- 樋口委員長；豊田市の場合は、具体的にはどこから意見が出たんですか。
- 総務課主査；保護者になります。
- 樋口委員長；保護者は単独で来たんですか。それとも別の団体等で来たんですか。
- 総務課主査；詳細については、分かりませんが、児童が2人自殺をして、そのことを受けまして、教育委員会が調査をしました。再調査チームが指摘した問題点としては、調査の仕方、委員の選任の仕方などがあり、その中で、被害者らの両親より、委員会調査が不十分であり、調査継続を希望する旨の所見が出されています。
- 樋口委員長；みよし市で、そういう問題が起きて調査報告書が上がった場合、委員の人選等は、どのレベルまで知ることができるんですか。被害者は当然として、例えば学校やPTA、それ以外の別の機関は知ることができるんですか。市長が再調査を判断するには、誰かが意見を付けると思うが、その意見を付けられるのは誰になるのでしょうか。  
いじめ問題対策委員会の報告書はどこに出されるのでしょうか。
- 総務課主査；報告書は市長に提出されますが、それ以外で誰にどこまでという基準はありません。
- 総務課主任主査；人選の面で意見を付けるのは、保護者が教育委員会の報告に疑念を生じ、意見を出すというのが最初ではないかと思えます。
- 樋口委員長；どこまで知らせるかということは押さえておいたほうがいいかもしれませんね。ほかに御意見ございますか。
- 南谷委員；18ページにフロー図があり、みよし市長がいじめ問題調査委員会に召集をかけるときの判断についてですが、これは総合教育会議が行うのではないのでしょうか。

○総務部部長；総合教育会議は、市長が教育委員会に積極的に関与できるよう設置されたもので、構成は、市長と教育委員になっております。

総合教育会議で、重大案件が発生した場合に召集して、意見の調整を諮るなどを行うもので、いじめ問題対策委員会から上がってきた内容について審議をしながら、保護者からの要望等も踏まえ、こちらの委員会に再調査をかける・かけないということを最終的には市長が判断する形になってくると思います。

○樋口委員長；ほかによろしいでしょうか。それでは、議題1点目については、これで終了することとします。

次に、議題2点目の「みよし市のいじめの状況について」、事務局から説明をお願いします。

#### 【非公開のため要約】

○みよし市のいじめの状況について、説明を行った。

○委員から説明者に対し、質疑を行った。

○樋口委員長；それでは、議題2点目については、これで終了することとします。

次に、議題3点目の「みよし市いじめ防止基本方針について」、事務局から説明をお願いします。

○教育部副参事；8ページを御覧ください。みよし市いじめ防止基本方針について御説明いたします。

本市では、いじめ防止対策推進法第12条等の規定及び愛知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「みよし市いじめ防止基本方針」を策定し、この基本方針を基に、子どもの健全育成及びいじめの防止等に努めております。

9ページを御覧ください。以降、基本方針の概要を説明させていただきます。

第1いじめの防止等に関する基本的な考え方です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくために、いじめの対策に取り組み、いじめを生み出さない学校の風土をつくるのが大切です。本市では、学校、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開しております。

続いて、10ページを御覧ください。第3関係者の責務です。

みよし市教育委員会は、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援しております。学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組んでおります。

11ページを御覧ください。3いじめへの対処というところで、アンダーラインを引いてあるところがありますが、今年度新たに加えたところです。犯罪に相当する事案について、警察と連携して対応することを加えております。

続きまして、第4市としての取組の2です。

教育委員会は、相談体制の充実を図っております。学校に子どもの相談員や心の教室相談員を配置したり、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境の充実を図ったりしております。また、みよし市教育センター「学びの森」を中心に心理士やスクールソーシャルワーカーを配置しております。3関係機関の代表者及び心理や福祉の専門家等を構成員とするみよし市いじめ対策推進委員会を設置しております。

続いて、12ページを御覧ください。第5学校としての取組の1です。

みよし市いじめ防止基本方針に基づいて、学校いじめ防止基本方針を策定しております。学校の実情に合わせて機能しているかを点検し、見直しを図っています。また、学校のホームページへ掲載したり、保護者に示したりしています。

続いて、13ページを御覧ください。2学校いじめ対策組織の設置です。

各学校において学校いじめ対策組織を設置します。いじめに係る情報があった場合、アンケートの実施、聞き取り調査などの事実関係の把握、いじめ被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導体制・対応方針、保護者との連携といった対応を組織的に実施しております。

14ページを御覧ください。早期発見として、ささいな兆候を見逃さないように、早い段階からかわりを持っております。いじめに対する措置として、謝罪をもって安易に解消と判断することがないようにしています。いじめに係る行為が止んでいても、少なくとも3か月を目安としております。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認しております。

15ページを御覧ください。4いじめに係る記録の保存です。

学校で定期的に行っているアンケートは、在籍中に破棄することがないように、5年間保存としています。

第6重大事態への対処です。

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき、報告があった場合、学校は教育委員会に報告します。教育委員会は、市長まで事態が発生した旨を報告します。調査の主体や組織について判断します。学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体として、教育委員会も学校に対して、必要な指導など適切な支援を行います。

教育委員会が行う場合は、対策委員会が調査を行います。調査の結果についても市長に報告します。重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、在籍している学校を卒業後、5年間保存としております。

17ページにつきましては、みよし市におけるいじめの防止等のための組織図、18ページには重大事態対応フロー図を記載しております。以上となります。

- 樋口委員長；今の御説明で不明な点等あればお願いします。
- 南谷委員；全国の事例で、重大事態はどれくらいあるのでしょうか。
- 教育部副参事；件数等については、今持ち合わせておりません。
- 樋口委員長；調べれば分かるものなののでしょうか。実際どの程度起きているものなのか、把握しておいた方がよいかもしれません。
- 樋口委員長；ほかに御意見等がございますか。これは、まず学校が対策組織を作って、学校としての調査をするかどうかを決めて、その後、教育委員会の対策委員会で調査するかを決めて、さらに、問題が起きたときに、市長の判断で、調査委員会を開くかどうかを決めるという流れみたいですね。
- 樋口委員長；それでは、議題3点目については、これで終了させていただきます。  
その他、何かありますでしょうか。
- 高橋委員；なかなか学校に相談に行けないということもあるかと思いますが、学びの森がどういうところか教えていただければと思います。
- 教育部副参事；場所としては、三好池のほとりにある教育センターの中にあり、心理士が常駐していて相談が受けられるような体制をとっております。
- 樋口委員長；それはどこに所属しているんですか。
- 教育部副参事；教育委員会に教育支援センターという組織がありまして、その教育支援センターが学びの森となっております。
- 樋口委員長；そこで、児童生徒又は保護者が相談したときには、その内容はどういう扱いになるんですか。
- 教育部副参事；心理士が相談の記録をとり、その内容については、必ず教育委員会に書面で報告することになっており、緊急の場合は、連絡が入るようになっております。
- 樋口委員長；外にある、カウンセリングルームや相談室みたいなものですか。
- 教育部副参事；そうです。
- 樋口委員長；ほかにごございますか。
- 中村裕介委員；これまで重大事態で召集されたことはないということですが、そうすると、今後は再調査が必要と判断された場合には、召集される形になるということで、重大事態がなければ、この会議で終わりというイメージですか。
- 樋口委員長；年に1回の会議になります。

○中村裕介委員；ありがとうございます。

○樋口委員長；事務局からほかにありますか。

○総務課長；ございません。

○樋口委員長；これを持ちまして、令和5年度第1回みよしいじめ問題調査委員会を終了します。

○総務課長；ありがとうございました。次回の委員会につきましては、市長から諮問などの案件がありましたら、開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
委員の皆様、お忙しい中、本日はありがとうございました。